

千葉県客引き行為等の防止に関する条例

令和4年4月1日から

「客引き行為等禁止区域」内で違反行為を繰り返すと、
5万円以下の過料となるほか、氏名等が公表されます。

客引き・スカウト禁止!

この条例による規制の対象となる行為（客引き行為等をさせることを含む）

1 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為



2 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



3 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為（いわゆるスカウト行為）



4 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



5 客引き行為等をさせること 客引きを用いた営業

事業者が、禁止区域で客引き行為をした者や関係のある者から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはなりません。



この条例による規制の対象とならない行為（相手を特定しない広報、宣伝、集客等）

- 不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする宣伝行為は、規制の対象外となります。
- 店舗から、不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼び掛ける行為も規制の対象外となります。



客引き行為等 禁止区域について

市民のみなさまが安心して公共の場所を通行、利用することができる環境を確保するため、特に必要があると認める区域として、下記のとおり「客引き行為等禁止区域」を指定しています。

客引き・スカウト
禁止!



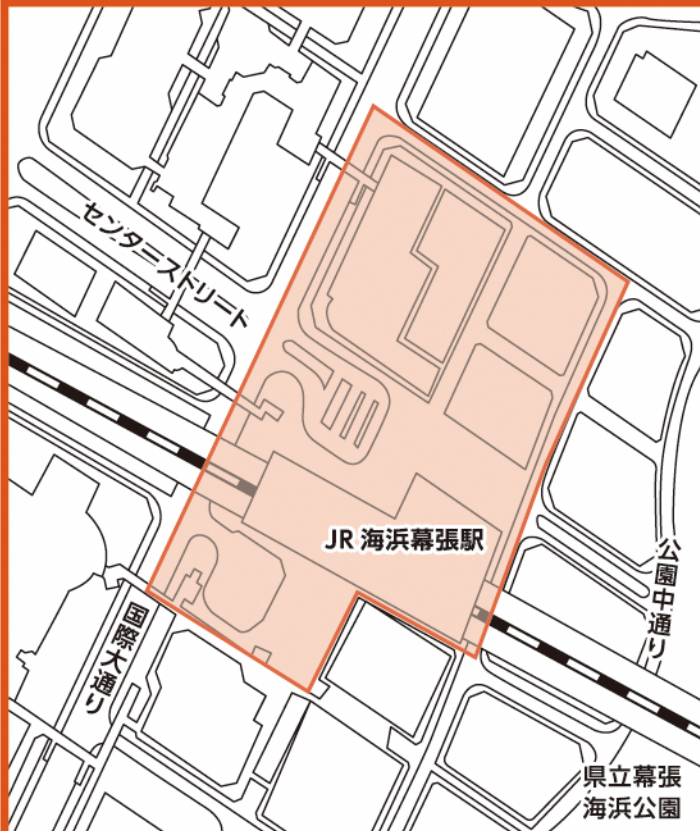
一客引き行為等禁止区域図一

禁止区域



JR海浜幕張駅地区

美浜区ひび野1丁目・2丁目の一部



中央区富士見地区

中央区新千葉1丁目1番

中央区富士見1丁目・2丁目

中央区本千葉町(1番から7番、14番から16番)

